

なる本件の監査請求を行った。

既に、新聞各紙により報道されたとおり、このことについての監査請求の結末は、横浜市の住民監査史上記録にある限りでは、初めての「合議不調」となった。

2 「合議不調」の問題点

地方自治法第232条によれば、監査請求があった時は、60日以内に「是正の勧告」（裁判の勝訴にあたる）又は「請求に理由がない」（裁判の敗訴にあたる）のいずれかの結論を「監査委員の合議」により決定することになっている。

法律の規定から見ると、「合議不調」は事実調査などに時間が掛かったなど、60日以内に結論を出すには時間的制約で結論が出せなかった場合、あるいは監査委員の定数が4名という偶数であることから可否同数で結論出せない場合（この場合も期間内に同数が変わる見込みがなく時間切れになるという時間的制約に帰する）、に限られると考えるのが妥当であると考えられる。それなのに、「合議」の意味を「全員一致」と解釈した運用が行われた結果、実際は評決まで行なわれたのに、「合議不調」という風に世間には公表されたのである。

その結果何が起こったかという点、「請求に理由なし」という最悪の場合でも、監査委員の事実の調査・認定の経過および監査委員の判断過程・結果が公表されるのに、この場合は何も公表されることはないのである。市民が知ろうとすれば調べなければ分からないという状態になるのである。

これはもう、知らせたくないことは「合議不調」にする、と言われても致し方ない状態と言ってもよいのではないだろうか。

3 情報公開で内幕を見る

法律では、監査の結果が出なかった時のことを「監査委員が同条第4項の規定による監査（「請求に理由がない」となった場合のこと）若しくは勧告（「是正の勧告」となった

横浜市監査請求史上初の合議不調 監査委員会会議録と幻の勧告案

間瀬 辰男

1 都筑区長らの出張旅費など

よこはま市民オンブズマンは、市、区連合町内会に対する横浜市の支出について、住民監査請求を経て住民訴訟を2件行っている。そして、2番目の都筑区連合町内会が行った研修名目の観光旅行と一体の関係にあるこの旅行に参加した区長ら職員の出張旅費などについて、公務とは言えないとして、3番目と

場合のこと)若しくは勧告(「是正の勧告」
となった場合のこと)を同条第5項の期間内
(60日以内のこと)に行わないこと」と規定
している。

そうすると、60日経てば自動的に住民訴
訟の要件が充足される。したがって、法律上
は何の通知も要らないのである。しかし、監
査委員は期間満了前に「お知らせ」という形
で請求人に、合議が調わなかった理由を付し
て監査委員の合議が調わなかった旨を知らせ
てきた。それによると、『「全体として公務
と認められるとする意見」と「一部について
公務とは認め難いという意見」とが一致に至
らず、監査結果を決定し得なかったため』と
ある(合議不調を全員一致とする立場では、
この取扱はこれでよいのかもしれない)。

新聞報道では、上記の比率は1対3である
という。そこで、このことが審議された会議
の「会議録」を情報公開により開示請求した。

4 会議録の分析

現在の監査委員は、

一杉哲也 横浜市大名誉教授、須須木永
一 弁護士、田野井一雄 市議員(港南区・
自民党)、高橋稔 市議員(港南区・公
明党)の4名である。

「会議録」はたった1枚である。後掲の
「監査委員会会議録」をご覧になって、皆さ
んはどのような感想を持たれるでしょうか。
私の感想は以下のとおりである。

・まず、誰の発言かが明らかにされていない。
誰か一人の委員が、自分の発言には名前を表
記して欲しいと言い出したらどうなるのだろ
う。誰も言い出さなかったのか、それとも、
出さないのが委員会の仕来りですからとでも
言われて押し込められたのか。報酬を得て
「委員」になっているのであれば、発言する
義務と発言に責任を持つ義務があるはずであ
る。会議録に登載される発言に名前を付され
るのを拒むような委員は即刻退任すべきであ
る

・次に発言内容を見ると、

「監査結果が、区連会と区役所との関係に悪
影響を与えるのではないかと懸念する」との
発言がある。私のこの人物の思考能力に疑問
を持つ。悪影響という抽象的なことを言い出
し、具体的に何が起き、どうい影響が発生
するのかを述べていない。極めて無責任な発
言である。

また、「区長とその部下は区連会をサポート
する立場にある」という発言は、明らかに
事実誤認である。区長がそのようなことをし
なければならない根拠がないからである。さ
らに、『1日目の見学を終えた後、「明日は
公務でないから」(つまり、1日目だけで帰
らせてもらいます)とはいえないのではない
か』とも述べているが、これも、計画は区役
所が作ったものだということを無視した発言
である。そして、「一部に観光的要素も見受
けられるが、総合すると、全体が公務でない
とはいえないのではないか」との発言にいた
っては、正常な論理力を備えている人間には何
を言っているのか理解不能である。全体と部
分の関係という基礎的事柄をまるで理解して
いないとしか言いようがないのである。

発言内容と発言者が誰かを結び付ける作業
はクイズとしては面白い。

5 幻の勧告案

会議録を注意深く見ると、「議題関係」2
行目に「結果案朗読」とある。つまり、事務
局が作成した「監査結果」の案があったので
ある。

その結論部分だけをここで述べると、
「区長らの本件出張に関わる旅費支出のうち、
宿泊料の計41,000円及び2日目の半額
日当の計4,100円、合計45,100円
については、不当な市外出張命令に基づく市
の損害と判断しますので、必要な補てん措
置について、標記のとおり勧告します」とな
っている(余談だが、私は自己の経験に照ら
して、数字の偶然の符合は易にも似た天の啓
示であると思っている)。

要すれば、監査委員がしたことは、事務局

が作成した案を否決したということなのである。その意味で、監査事務局職員はまだ健全な部分があると評価できるのではないだろうか。救い難いのは、監査委員である。それもたった1人の。

6 監査委員会改善案

以上のことから、監査委員会の現状の不備が見えてきたことについて改善案を提案したい。

(1) 委員の員数の増員

法律上、横浜市の場合4名となっている。ところが、地方自治法第199条が定める委員の職務は条文を見れば分かるが広汎かつ大量である。そうすると、実体は職員で構成される事務局が実務をすることになる。職員は、一般の職員であり、専門職として採用された職員ではないので、監査する者とされる者の関係は、言わば共食い、身内の喧嘩とも言える関係である。監査委員が余程しっかりしていないと、不正、不経済、不合理はなかなか改善されるものではない。それには、監査委員の人員がいかに弱体である。条例で増員をすべきであると考え。サラリーマンの監査役経験者などを年収7百万円位で採用すれば民間感覚の導入にも役立つ。

(2) 議員である委員の縮小

法律によれば、監査委員のうち2人又は1人は議員のうちから選任されることになっている。横浜市の場合は、これが2人である。これを一人又は0とすべきである。その理由は、まず、議員が入ると政治的思惑が介入し中立性が阻害される懸念があるからである。次に、議会開会中は本来の職務のために監査の業務が機能しないからである。現に、私が請求した住民監査請求の意見陳述では、議員である2人は会期中ということで欠席していた。このことだけでも、議員の委員は有害無益ということが出来る。

(3) 合議を本来の意味での運用を

物事を決する場合の主体の構成を表す言葉としての合議に対応する言葉は独任である。つまり、合議は物事を決する場合の主体が複

数人で構成されることを意味し、当然には全員一致の決定を意味しない。裁判所の例を見ればこのことについて疑問の余地はない。複数で物事を決める場合は、民主主義の原理からすれば多数決の原理によるのが当然のことである。

合理的根拠もなく、合議を全員一致とする横浜市の運用は誤りといわざるを得ない。

(4) 会議録の記載

横浜市監査委員会の会議録には、発言者の名前が記載されていない。発言者の名前が分からない発言は会議の記録とする意味が無い。発言者の道義的責任を明らかにしない会議は会議としての意味がないからである。このような、陰湿かつ無意味な会議録を改めることが、監査委員会が市民に対する責務を履行していることを表象できる基本的条件である。

余談ながら、神奈川県個人情報保護審査会の会議録を是非インターネットで見たい。模範的委員会の具体例が示されている。

監査委員会会議録

平成17年10月26日1110~1142

監査委員会議室

監査委員 一杉哲也、須須木永一、田野井一雄、高橋 稔

事務局 木下監査事務局長、岡本行政監査部長、島田財務監査部長他7名

議題：住民監査請求結果決定（都筑区長等の出張旅費等に関するもの）

議事内容及び審議結果

議題関係

経過説明 小野寺行政監査課長

結果案朗読 高橋監査係長

監査委員の意見の要旨

・監査結果案の結論は妥当。2日目の行動については、もう少し分析的にすればとは思いますが、極端な裁判官であれば、2日目の行動については「研修という体裁を撮るための悪意が見受けられる」という評価を下すことも考

えられる。

・区連会と区職員との意見交換の場は必要と考えるが、結論的には、こういう方向にならざるを得ないか。区役所と区連会とのパートナーシップについてチェックして行かなければならないとは思いますが、監査結果が、区連会と区役所との関係に悪影響を与えるのではないかと懸念する。

・勧告は致し方ない結論と思うが、区の職員が響応を受けたことにはならないと思う。2日目の見学地の酒蔵は震災でダメージを受けているので、視察の価値はあると思う。ただ、淡路島最南端のホテルまで行ったことの理由を説明する事は難しい。

・棄却すべきである。区長とその部下は区連

会をサポートする立場にあり、それを公務でないと切り切れない。また、1日目の見学を終えた後、「明日は公務でないから」とはいえないのではないか。一部に観光的要素も見受けられるが、総合すると全体が公務でないとはいえないのではないか。

* 結論： 合議不調

* 合議不調の文案説明

小野寺行政 監査課長

* 平成17年10月28日付けで、請求人、市長及び関係区に通知し、報道機関へ資料配付の予定。

平成17年11月15日に監査事務局ホームページに掲載の予定

研修「観光」意見分かれ

横浜市 住民監査請求 時間切れで結論出ず

横浜市の住民監査請求で、監査委員の意見が折り合わず監査結果が出ない異例の事態となった。請求は、都筑区の区長らが参加した視察旅行は、観光旅行で公金支出は違法というもの。監査委員の意見が「研修派」と「観光派」に分かれ、決着がつかないまま時間切れとなった。1947年から始まった監査請求で決着がつかなかったのは市では2回目だという。

監査は8月、よこはま市民オンブズマンらが提出した請求書などによると、都筑区長ら同区の職員3人は昨年9月、地域防災を学ぶため同区連合町内会自治会主催の兵庫県への1泊2日の視察旅行に参加。神戸市の防災施設や淡路島の震災でできた断層、鳴門のうず潮を見学した。防災と関係ない場所の見学は観光、旅費約14万円の公金支出は違法と主張している。区は「防災対策に資するもので適正」と反論した。

監査結果は委員全員の意見一致で決まるが、今回4委員のうち3人が観光派で「うず潮や断層の酒造施設見学は観光」と主張、研修派の1人が「防災対策に役立つ」と反論、60日の監査期間が過ぎた。

市監査事務局は「観光が研修か価値観の問題で結果が出なかった」と話す。同オンブズマンは「裁判を控えずに問題解決を図る監査委員の目的を果たして欲しい」と反発、住民訴訟を起す方針だ。【堀倉行】

査結果を決定できなかった」と発表された。同市の監査で合議不調となったのは初めてという。

問題とされたのは、都筑区長ら職員3人が二〇〇四年九月に、都筑区連合町内会自治会(区連合)に同行して兵庫県内を訪れた1泊2日の研修。一日目は神戸市内の防災センターなどを訪問。二日目は淡路島にある震災記念公園を視察したが、このほかに船上からの海潮見学や酒造記念館見学などをを行い、三人に市外出張旅費計約十四万円を支出した。

これらについて、オンブズマンなどは「実態は観光旅行で出張旅費は違法な支出」と指摘。八月三十日に監査請求をした。一方、都筑区側は区連会の要請で参加し、区の防災対策に資すると判断したため支出は適正としていた。

初めて合議不調に

横浜市 住民監査

横浜市の都筑区長らが、市民団体「よこはま防災目的で行った研修の市民オンブズマン」などが出張旅費などの返還を求めた住民監査請求で、市監査委員は二十八日、実態は「観光旅行」だと

同市の監査委員は四人

